

第19回広島県環境影響評価技術審査会第2部会 議事録

(1) 開催日時

令和3年7月6日(火) 13:30~16:00

(2) 出席者の氏名

委員：西村委員 小川委員 和崎委員 五味委員 山本委員 今川委員 崎田委員
参考人：電源開発株式会社, アジア航測株式会社

(3) 会議に付した議案の件名

(仮称) 広島西ウインドファーム事業環境影響評価方法書に係る審査

(4) 議事の概要

- 環境保全課長の挨拶の後、西村部会長の議事進行により議事が開始された。
- 第2部会委員8名中、出席委員7名で、広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 崎田委員を議事録署名委員に指名。

■全体的事項について

- (委員) 全体市町意見でも、土砂災害区域や重要な地形及び地質のことについて記載がある。そもそも災害は環境影響評価法で取り扱うものではないが、このすみわけは明確に整理しているのか。
- (事務局) 災害については環境影響評価の項目に無いため、全体的事項として意見することになっている。また、土壌環境の重要な地形及び地質については、「個別的事項(9)その他」で意見する。

■騒音及び超低周波音について

- (委員) 知事意見案の「イ」について、シミュレーションを行うとのことだが、それで得られた予測値と実測値の違いについてはどう考えているのか。過去の事例等を基に、整合性について準備書に記載してほしい。
- (事務局) 意見案の中に、その旨を追記する。
- (委員) 各項目の評価の手法である「国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討」として、「騒音の環境基準について」との整合が図られているかを評価すると記載されているが、安芸太田町には騒音の規制基準が無い。シミュレーションを行っても照らし合わせる基準が無いため、何が許容範囲の根拠になるのか。
- (事務局) 安芸太田町域については、広島市や廿日市市といった近隣地域の基準に準拠すると思われる。
- (委員) 安芸太田町意見も踏まえ、配慮すべき地域である。
- (事務局) 意見案の中に、その旨を追記する。

■水質について

- (委 員) 公共水域や地下水のデータは現状どのくらい持っているのか。
- (参 考 人) 把握しているデータについては、方法書の第3章に掲載している。これから調査地点の設定となるが、河川等の濁水等の影響が考えられるため、調査する。
- (委 員) 調査は工事前、工事中、工事後とあるが、特に、工事前のデータとの比較はしてほしい。また、できるだけデータを集めて評価してほしい。
- (事 務 局) 表現を工夫し、意見案に追記する。
- (委 員) 井戸の他に、中国自動車道の排水について、地域の特性上、融雪剤を多く使い、個別に対応しているはずである。工事等によって、それが機能しないことにならないようにすること。意見案については、修正の必要はない。

■風車の影について

- (委 員) 影響範囲について、近隣に農地はあるのか。農地があれば農地に与える影響も含めて評価すべきである。
- (事 務 局) 農地は存在する。植物に含めていたが、農地についても意見案に追記する。

■動物について

- (委 員) 水生生物の調査地点については、「水質」の河川と同じと考えていいのか。
- (参 考 人) 同じである。
- (委 員) 地域の専門家に聞くこととしている部分について、安佐動物公園以外の専門家は知っているのか。
- (参 考 人) ある程度は知っている。
- (事 務 局) 広島市意見では、安佐動物公園以外にも例示されているが、知事意見では「安佐動物公園等」としている。
- (委 員) ツキノワグマについては、専門家として猟友会等にも調査してもらいたい。意見案については、修正の必要はない。

■植物及び生態系について

- (委 員) アナグマは広島と山口で狩猟対象かどうかは違ったはずである。他県との違いに留意すること。意見案については、修正の必要はない。

■景観について

- (委 員) 広島市意見の「風力発電機が視認できない地域においても、住民等が心理的圧迫をうけるおそれがある」が盛り込まれていない。
- (事 務 局) 意見案の中に、その旨を追記する。
- (委 員) 知事意見案の「イ」と「オ」は同じことを言っているのではないか。
- (委 員) 事業者にわかりやすいものがよい。
- (事 務 局) 内容としては、同じと言える。わかりやすい表現とする。
- (委 員) 景観は昼間だけでなく、夜間も含まれるため、天文や天体観測の専門家にも助言を求めてほしい。意見案については、修正の必要はない。

■ 廃棄物その他について

(委 員) 調査区域等は、保安林や民有林が重なっている。ボーリング調査を行うよう意見するが、民有林であれば調査のための伐採も考えられる。伐採による植生変化も含め、土地の安定性について配慮するよう追記してほしい。

(事 務 局) 意見案の中に、その旨を追記する。

■ 全体審議について

(委 員) (意見なし)

■ 答申の作成について

(部 会 長) 出された意見を踏まえ、内容の修正を行うが、修正については、部会長にご一任いただきたいがよろしいか。

(委 員) (異議なし)